事業主のみなさまへ

会が報告書(年成10年分)の提出ほろいて~

前年中に、給与・賞与等の支払いをした事業所は、受給者が1月1日現在で居住している市町村に給与支 払報告書を提出していただくことになっています。お早めの提出をお願いします。

- ■提出期限 1月31日(木)
- ■「総括表」と「個人別明細書⑩」を一緒に提出してください。
- ■特別徴収と普通徴収の間に仕切紙などを入れるか、個人別明細書摘要欄に徴収区分を記載するなどし て分けてください。
- ■新たに特別徴収を希望する場合は、右下の「19年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に朱書きで 「特別徴収希望」と記載してください。
- ■提出・問合せ先 仙北市役所税務課 TEL(43)1117

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を 受けるには、毎年申告が必要です

平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方は、税源移譲により、平成19年以降 の所得税額が減少したため、所得税から控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。所得税から控除 しきれなかった額は、翌年度の個人住民税(所得割)から減額できます。

○確定申告を行わない給与所得者の場合(仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(給与収入のみ有しており確定申 告書を提出しない納税者用)」に年末調整済みの源泉徴収票を添付

○確定申告を行う納税者の場合(大曲税務署又は仙北市役所税務課へ提出)

「市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書(確定申告書を提出する納税者用)」

☆いずれも市内の申告相談において受付できます。

住民税の損害保険料控除が廃止され 地震保険料控除が創設されました

対象: 住宅や家財などの生活資産の地震保険料

控 除 内 容	控除限度額
地震保険契約に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に ついて従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険料がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

※控除を受けるには、保険会社から発行される控除証明書が必要です。